

# 大分短期大学学則

## 第 1 章 目 的

- 第 1 条 本学は、教育基本法第 1 条及び学校教育法第 6 9 条の 2 定めるところに従い、高等普通教育の基礎の上にさらに広い一般教育と専門的学識を修め深い知識と豊かな人間性を養い、もって国家及び地域社会の発展に貢献しうる社会人の育成を目的とする。
- 2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検評価を行い、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価を受ける。
- 3 前項の点検評価を行なうに当たっては適当な体制を整えて行なうものとする。
- 4 点検評価に関する必要な事項は別に定める。
- 5 本学は、法令に基づき、教育研究活動等の状況についての情報を積極的に公表する。

## 第 2 章 学科・学生定員及び修業年限

- 第 2 条 本学に園芸科を置く。
- 2 前項の園芸科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の通りとする。
- 園芸科は、園芸学及び農学の教育研究を通じて農林業・環境・地域社会に広く貢献することを目的とする。本科は、生物生産・フラワーデザイン・造園・園芸療法に関する専門領域を広く学修し、国内外において活躍できる人材を養成する。
- 第 3 条 本学の学生定員は次のとおりとする。
- |     |      |     |      |     |
|-----|------|-----|------|-----|
| 園芸科 | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 80名 |
|-----|------|-----|------|-----|
- 第 4 条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年数は4年を越えることはできない。

## 第 3 章 学年・学期及び休業日

- 第 5 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。
- 第 6 条 学年を分けて、次の 2 期とする。
- 前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

第7条 休業日は次のとおりとする。

- 1、日曜日、国民の祝日
  - 2、本学創立記念日 10月10日
  - 3、春期休業日 3月10日から4月10日まで
  - 4、夏期休業日 7月10日から9月10日まで
  - 5、冬期休業日 12月20日から1月10日まで
- 2 学長は必要ある場合には、前項の休業日を変更し、または臨時休業日を設けることができる。
  - 3 学長は必要ある場合には、第1項の休業日においても、授業を行うことができる。

#### 第4章 授業科目及び履修方法

第8条 本学において開設する授業科目及びその単位数は別表の通りとする。

第9条 1科目の課程を修了したものに単位を与える。

- 2 本学において教育上有益と認める場合、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び高大連携授業科目等履修生として修得した単位を含む)を、教授会の審議を経て本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第10条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 1、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 2、実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 3、前項の規定にかかわらず、園芸研究、学外実習(インターンシップ)、ボランティア、野外調査等の授業科目についてはこれらに必要な学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学習等を考慮して単位数を定めることができる。
- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところによって、前項に規定する講義、演習、実験、実習または実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 第11条 学生は、卒業するために、2年以上在学し、合計62単位を修得しなければならない。他に履修に関する規則は別に定める。
- 第12条 課程修了の認定は試験による。試験は学年又は学期末にその履修した科目について筆記、口述、論文、実技等によって行う。
- 第13条 学生は、毎年始めに履修しようとする科目について届け出なければならない。この届け出を変更しようとする時は、学長の承認を必要とする。
- 第14条 各科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 第15条 その期の授業料を納入しない者は、単位の認定を行わないことがある。
- 第16条 病気その他止むを得ない事由のため定期試験を受けられなかった者に対し、追試験を行うことができる。他に試験に関する規則は別に定める。
- 第17条 2年以上在学し、所定の単位を取得した者を教授会の審議を経て卒業と認め、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

## 第5章 入学、休学、復学及び転学

- 第18条 入学の時期を学年の始めとする。
- 第19条 本学に入学を志願できるものは、次の各号の1に該当するものとする。
- 1、高等学校を卒業した者
  - 2、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
  - 3、外国において学校教育における12年の課程を修了した者
  - 4、文部科学大臣の指定した者
  - 5、大学入学資格規定により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
  - 6、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者で18歳に達した者
- 第20条 入学志願者は、本学所定の入学願書に調査書を添えて所定の期日までに提出しなければならない。
- 第21条 入学志願者に対して試験を行い、選考のうえ教授会の審議を経て学長が入学者を決定する。
- 第22条 入学者の選考は、学力検査、調査書等により行う。
- 第23条 入学試験合格者は、保証人連署の誓約書を提出しなければならない。第24条 入学試験合格者は、所定の期日までに第37条に規定の学費を納入しなければならない。
- 第25条 保証人は、保護者又は親族で独立の生計をたてているものとし、学生の在学中の一切の責任を負うものである。
- 第26条 保証人が本学所在地より遠隔の地に居住する場合には、本学所在地の

- 近辺に保証人代理者を定めなければならない。
- 第27条 保証人が死亡その他の理由で変更した場合、直ちに新保証人を定め、届け出なければならない。
- 第28条 退学しようとする者は、保証人連署の上、その理由を具し、願い出て学長の許可を受けなければならない。
- 第29条 学長は、願い出により、退学後2年以内に再入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り許可することがある。
- 第30条 病院その他やむを得ない理由により3カ月以上就学できない場合は、学長の許可を得て休学することができる。
- 第31条 休学期間は学年を越えてはならない。ただし特別の事情のある場合は、引き続き1年に限り休学することができる。
- 第32条 休学期間は在学期間に算入しない。
- 第33条 休学の事由が止み、復学しようとするときは、その旨を願い出て学長の許可を得なければならない。
- 第34条 学長は他の大学から転入学または編入学を希望する者があるときは、欠員のあるときに限り選考の上、許可することがある。
- 第35条 他の大学へ転入しようとする者は、その理由を具し、願い出て学長の許可を得なければならない。

## 第6章 学 費

- 第36条 入学志願者は、検定料10,000円を納めなければならない。
- 第37条 入学金、授業料、及び施設費は、次のとおりとする。  
入学金240,000円、授業料570,000円  
施設費130,000円、演習費160,000円
- 第38条 授業料は、前期及び後期に分け、4月及び10月に分納することにする。
- 第39条 休学中の授業料は半額を免除する。  
2 入学時において、入学金の免除及び授業料の半額を免除することができる。  
3 免除に関する規定は別に定める。
- 第40条 転・退学をしようとする者は、その期の授業料を納入しなければならない。
- 第41条 既に納入した学費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第42条 学長は、学生が授業料の納入期限後、再三の督促にもかかわらず6カ月以上を経過し、なお納入しない場合には、教授会の審議を経て除籍することができる。

## 第7章 教員組織

第43条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員およびその他の職員を置く。

## 第8章 教授会

第44条 本学に教授会を置く。

第45条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めた場合、専任の准教授、助教を加えることができる。

第46条 教授会は学長が必要と認めたとき学長がこれを招集する。

2 学長事故あるときは、主任教授が職務を代行する。

3 (削除)

第47条 教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1、科課程に関する事項

2、学則又は規則の制定、改廃に関する事項

3、学生の入学、卒業に関する事項

4、試験に関する事項

5、教員の任命及び昇任に関する事項

6、学生の賞罰に関する事項

7、前6号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及びその他の組織の長（以下、学長等という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第48条 教授会の運営に関する細則は、別に定める。

## 第9章 聴講生、科目等履修生、高大連携授業科目等履修生、公開講座

第49条 学長は、1科目又は数科目の聴講を希望する者がある場合には、他の学生の学習に支障のない限りにおいて、選考のうえ聴講生として聴講を認めることができる。

2 聴講生に関する規定は別に定める

第50条 学長は、1科目又は数科目の履修を希望する者がある場合には、他の学生の学習に支障のない限りにおいて、選考のうえ科目等履修生とし

て履修を認めることができる。

2 本学において高等学校に在籍する生徒で本学が開講する授業科目のうち指定した科目の履修を希望する者がある時は、他の学生の学習に支障のない限りにおいて、選考のうえ高大連携授業科目等履修生として履修を認めることができる。

3 科目等履修生及び高大連携授業科目等履修生には単位を与えることができる。

4 科目等履修生及び高大連携授業科目等履修生に関する規定は別に定める。

第51条 本学に必要な場合、休業日を利用し、公開講座を設けることができる。

第52条 公開講座に関する規程は別に定める。

## 第10章 図書館

第53条 本学に図書館を置く。

第54条 図書館に関する規程は別に定める。

## 第11章 保健福利厚生施設

第55条 本学に保健福利厚生施設を設ける。

第56条 保健福利厚生施設に関する規程は別に定める。

## 第12章 賞 罰

第57条 学長は、品行方正、学業優秀、その他学生の模範となる者を表彰することがある。

第58条 学長は、学生としての体面を汚し、学生の本分にもとむと思われる行為のあった者に対し、教授会の審議を経て懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、退学、停学および訓告とする。

3 学生の懲戒に関する規則は別に定める。

第59条 学長は次の各号の1に該当する者に対し、教授会の審議を経て退学を命ずることがある。

1、性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

2、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

3、正当な理由がなく出席常でない者。

4、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

附 則 1

この学則は昭和39年4月1日より施行する。

附 則 2

この学則は昭和42年4月1日より施行する。

附 則 3

この学則は昭和58年4月1日より施行する。

附 則 4

この学則は平成16年10月31日より施行する。

附 則 5

この学則は平成17年12月15日より施行する。

附 則 6

この学則は平成19年4月1日より施行する。

附 則 7

この学則は平成20年4月1日より施行する。

附 則 8

この学則は平成25年10月1日より施行する。

附 則 9

この学則は平成27年4月1日より施行する。

附 則 10

この学則は平成29年1月7日より施行する。

附 則 11

この学則は令和5年3月31日より施行する。

## 別表 授業科目及び単位数

一般教養科目(選択)		
通し番号	科目名	単位数
1	社会心理学	2
2	英語 I	2
3	英語 II	2
4	データサイエンス入門	2
5	美術・文化論	2
6	コミュニケーション論	2
7	英会話 I	1
8	英会話 II	1
9	身体スポーツ科学 I	1
10	身体スポーツ科学 II	1
11	情報処理	1
12	ボランティア実践	1
13	学外実習(インターシップ)	1
14	教養演習 I	1
15	教養演習 II	1

専門科目(必修)		
通し番号	科目名	単位数
16	園芸学総論	2
17	造園学総論	2
18	作物学	2
19	人-農業-園芸-環境関係論	2
20	園芸実験実習 I	2
21	園芸実験実習 II	2
22	園芸実験実習 III	2
23	園芸実験実習 IV	1
24	野外調査 I	2
25	特別講義 I	2
26	特別講義 II	2
27	進路支援 I	2
28	進路支援 II	1
29	基礎農業土木工学	1
30	園芸研究(卒業論文)	1

専門科目(選択)		
通し番号	科目名	単位数
31	土壌肥料学	2
32	植物病理学	2
33	植物生理生態学	2
34	育種遺伝学	2
35	農薬学	2
36	応用昆虫学	2
37	施設園芸学	2
38	ガーデニング概論	2
39	花卉園芸学	2
40	花卉装飾学	2
41	野菜園芸学	2
42	果樹園芸学	2
43	農林業機械学	2
44	アグリビジネス論	2
45	畜産学	2
46	飼料作物学	2
47	樹木学	2
48	樹木医学	2
49	造園施工管理学	2
50	造園維持管理学	2
51	造林学	2
52	森林経営	2
53	林産加工	2
54	農林業土木	2
55	測量	2
56	園芸療法 I	2
57	園芸療法 II	2
58	理学療法	2
59	作業療法	2
60	介護理論	2
61	障害者福祉論	2
62	老人福祉論	2
63	香りと色彩の心理	2

専門演習科目及び専門実習科目(選択)		
通し番号	科目名	単位数
64	野外調査 II	1
65	花卉装飾学演習	1
66	造園演習	1
67	生花 I	1
68	生花 II	1
69	生花 III	1
70	生花 IV	1
71	園芸ハイイオ実習	1
72	造園製図	1
73	ガーデンデザイン演習 I	1
74	ガーデンデザイン演習 II	1
75	管理実習 I	1
76	管理実習 II	1
77	海外研修	1
78	自主研究	1